



川口市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

川口市長 岡 村 ゆ り 子

川口市条例第 3 7 号

川口市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

川口市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成５年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「。以下」の次に「この条において」を加え、同条第２項を次のように改める。

２ 前項に規定する建築物の延べ面積には、法第５２条第３項及び第６項並びに建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号。以下「令」という。）第２条第１項第４号ただし書（同条第３項の規定が適用される場合を含む。）の規定により建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととされた建築物の部分の床面積は、算入しない。

第４条第３項及び第４項を削る。

第８条第２項中「５メートル」を「１２メートル」に改める。

第１１条第２項第１号中「自動車車庫等の用途に供する」を「令第２条第１項第４号ただし書に掲げる建築物の部分である」に改め、同項第２号及び第３号を次のように改める。

（２）増築前における令第２条第１項第４号ただし書に掲げる建築物の部分以外の部分の床面積の合計が基準時における同号ただし書に掲げる建築物の部分以外の部分の床面積の合計以下である場合

（３）増築又は改築後における令第２条第１項第４号ただし書に掲げる建築物の部分のそれぞれの床面積の合計が同条第３項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準時における同条第１項第４号ただし書に掲げる建築物の部分のそれぞれの床面積の合計が同条第３項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、基準時における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における同条第１項第４号ただし書に掲げる建築物の部分のそれぞれの床面積の合計）以下である場合

別表第 1 に次のように加える。

都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された六間通り線沿道地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域	六間通り線沿道地区地区整備計画区域
都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された桜町 3 ・ 4 丁目及び周辺地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域	桜町 3 ・ 4 丁目及び周辺地区地区整備計画区域

別表第 2 並木元町地区地区整備計画区域の項中「建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）」を「令」に改め、同表に次のように加える。

六間通り線沿道地区地区整備計画区域	六間通り線沿道地区	(1) 法別表第 2 (へ) 項第 5 号及び (と) 項第 3 号に掲げるもの (2) 床面積の合計が 1, 5 0 0 平方メートルを超える倉庫 (3) 風営適正化法第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号、同条第 6 項第 2 号から第 6 号まで並びに同条第 1 1 項に掲げる営業に係るもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	1 0 分の 2 0 (六間通り線に 4 メートル以上接する 2 0 0 平方メートル以上の敷地を除く。)							
桜町 3 ・ 4 丁目及び周辺地区地区整備計画区域	A 地区及び B 地区		1 0 分の 1 2		1 0 0 (公共公益施設の用地として譲渡したことによりこの規定に適合しないこととなる土地又は公共公益施設の整備に協力し代替地	隣地境界線 (水路、公園、広場その他これらに類するものを除く。) の後退距離 (建築物に附属する物置及び自動車車庫等の用途に供する建築物を除く。)	0. 6		道路に面する側の構造 (門柱、門扉等を除く。)	基礎の高さが敷地地盤面から 0. 6 メートル以下のもの

域				として譲渡若しくは交換された土地について、その全部を1の敷地として使用する場合を除く。)					
C地区及びD地区				100 (公共 公益施設 の用地として譲渡したことによりこの規定に適合しないこととなる土地又は公共公益施設の整備に協力し代替地として譲渡若しくは交換された土地について、その全部を1の敷地として使用する場合を除く。)	隣地境界線(水路、公園、広場その他これらに類するものを除く。)の後退距離(建築物に附属する物置及び自動車車庫等の用途に供する建築物を除く。)	0.6		道路に面する側の構造(門柱、門扉等を除く。)	基礎の高さが敷地地盤面から0.6メートル以下のもの

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。